

郵便切手等と 消費税

□郵便切手はどこで買っても非課税

郵便切手は、郵便局で買っても、文房具店、雑貨店等の郵便切手売りさばき所で買っても消費税は非課税です。ある新聞に「郵便局など限られた店で購入したものは非課税でそれ以外の店で購入すると消費税が課税される」というような意味の記事が掲載されたことがありました。これは少し言葉が足りないように思います。

□コイン店等で売っている切手や切手帳は課税されます

郵便切手は、郵便を送るために購入してこれを郵便物に貼付して投函するのが普通でしょう。そうすると、そのために購入するのは通常郵便局や切手売りさばき所であると思います。普通の郵便切手をわざわざコイン店に買いに行くことはないでしょう。新聞にいう「限られた店」というのは「切手売りさばき所」のことを指し、「それ以外の店」とは「コイン店」のことを指しているものと思います。

□仕入控除はどうなるのか

仕入が非課税であれば、仕入控除はどうなるのかという問題があります。郵便切手に限らず商品券、ビール券、図書券のような物品切手は、その物品切手で引き換える物品等の対価に消費税が含まれています。物品切手を譲渡した際に消費税を課税すると二重課税になりますので、物品切手譲渡時には非課税となっています。

□消費時に課税仕入になる

郵便切手、商品切手等は非課税ですから、その切手購入時には課税仕入に該当しません。

その切手等で、役務または商品の給付引き換えを受けた課税年度の課税仕入にするのが原則です。

□原則通りにすると仕事が煩瑣になります

例えば、80円の郵便切手を500枚購入したり、或いは、高速道路の通行回数券を購入したりして、毎日それにより、郵便や高速道路の通行の役務を得ます。そうすると、毎日または1課税

話のねり

○北欧のフィンランドの冬は厳しい。南部に位置する首都のヘルシンキでさえ2月の平均気温はマイナス4度です。それほど寒ければ、冬は雪のために交通が不便になると思いますが、この国は「森と湖の国」。冬の道ができるで交通は便利になる。「冬の道」とは、湖沼に張った氷の上を走るルートのこと。普段は迂回しなければならない湖の上を車で走れることに。



期間毎の課税仕入額を計算して確定させることが必要となり、事務がかなり煩瑣になります。

□支払った事業年度の課税仕入としてもよい

しかし、郵便切手・物品切手の中には、毎期経常的に概ね一定額を購入し、かつ、購入した事業者自ら役務または物品の引換給付を受けるものが少くないようです。このようなものについては、継続処理を前提として、課税期間毎の実際の引換給付分を課税仕入とすることに代えて、郵便切手・物品切手の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入としている場合は、これを認めることとされています。

□法人税法の扱いは違います

上記は、あくまでも消費税の計算における課税仕入の計上の問題です。法人税法の計算では、短期前払費用を支払時に損金計上できる制度はありますが、郵便切手や物品切手は含まれていません。したがって、期末未使用分については、貯蔵品として決算を行なう必要があります。

□郵便切手売りさばき所の売上金の計上

課税事業者で郵便切手等の売りさばき所では、郵便切手及び印紙の販売代金及びその購入代金は売上及び仕入に計上しないで、販売手数料のみを受託販売手数料として課税売上に計上します。